

平成31（2019）年度

東京大学大学院医学系研究科

専門職学位課程（専門職大学院）

学 生 募 集 要 項

東京大学大学院医学系研究科

# 平成31(2019)年度 東京大学大学院医学系研究科 公共健康医学専攻専門職学位課程(専門職大学院)学生募集要項 (2年コース・1年コース)

## 教育研究上の目的

本研究科は、生命現象のしくみの解明、疾病の克服および健康の増進に寄与する最先端研究を推進するとともに、医学系領域の各分野において卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーを養成することを目的とする。

## 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

1. 東京大学大学院医学系研究科公共健康医学専攻専門職学位課程では、国内外の地域、職場、保健・医療・介護・福祉の場を含むあらゆるコミュニティにおいて、すべての人々の健康維持、増進、回復及び生活の質(quality of life)の改善に寄与する最先端研究を推進するとともに、公衆衛生領域で指導的及び実践的役割を果たす高度専門職業人として将来活躍することをめざす人を求める。
2. 入学者選抜においては、以下の点が問われる。
  - 医・歯・薬・看護・保健学などの保健医療系、あるいは公共健康医学に関連する広範な学術領域における学部教育の素養を有する。もしくは関連の実務経験を有すること。
  - 公共健康医学に含まれる広範な領域に関する基礎知識および関連専門分野について強い関心と学習意欲を備え、独創的な学術研究、政策立案、技術開発に取り組むことができる能力を持っていること。
  - 論理的で明晰な分析力と、既成の概念にとらわれない新鮮な着想力で、公共健康医学の未来を切り拓いていく能力を持っていること。
  - 大学院で獲得した高度な知識と研究能力を礎として、公共健康医学系領域の各分野において国際的なリーダーとして活躍できる能力を持っていること。

本専門職学位課程では、高度専門職業人の養成並びにリフレッシュ教育を行うことを目的としています。このため、通常の学部新卒者を対象にした標準修業年限2年のコースの他に、一定の経験を有する社会人を対象に標準修業年限1年で修了できるコースを設けています。対象となる社会人の要件については、保健医療分野での実務経験と期間を重視しますが、詳細については出願資格の項、並びに別紙(入試案内)を参照して下さい。

本課程の修了者には、公衆衛生学修士(専門職)が授与されます。

## 1. 出願資格

下記のいずれかの要件を満たし、かつ1年コースにおいては、別に定める保健医療関係の実務経験を有する者(注1)

- (1) 日本の大学を卒業した者及び平成31(2019)年3月31日までに卒業見込みの者(注2)
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成31(2019)年3月31日までに修了見込みの者(注3)
- (3) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について当該外国政府又は関係機関により評価を受けているものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成31(2019)年3月31日までに授与される見込みの者(注3)
- (4) 文部科学大臣の指定した者又は文部科学大臣が指定した教育施設等を修了した者及び平成31(2019)年3月31日までに修了見込みの者(注4)
- (5) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び平成31(2019)年3月31日までに授与される見込みの者

(6) 個別の入学資格審査をもって、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認められた者で、入学時において22歳に達しているもの（注2）（注5①、②、③）

(注1) 出願資格については、在職の要件など学歴によって異なるので、詳細については公共健康医学専攻入試案内を参照すること。

(注2) 上記(1)、(6)の「日本の大学」とは、学校教育法第83条の定める日本国内の大学を示す。

(注3) 上記(2)、(3)には、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了した場合を含む。

(注4) 上記(4)に該当する者とは、次の学校又は教育施設の卒業者（修了者）等を示す。

- ・ 文部科学大臣の指定する外国学校日本校
- ・ 文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）
- ・ 旧大学令による大学又は各省庁設置法・組織令、独立行政法人個別法による大学校

(注5)① 上記(6)に該当する者とは、上記(1)から(5)に該当しない者のうち、4年制の大学に相当する教育施設の卒業者（修了者）等で個別の入学資格審査により、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認められた者を示す。

② 上記(6)の資格により出願しようとする者は、出願前に個別の入学資格審査を行うので、事前に本研究科事務部(6. 出願手続(3)あて先)に申し出たうえで、平成30年6月4日（月）までに審査に必要な書類を提出すること。

③ 入学資格審査で日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認められた者について出願を受け、受験を許可する。

## 2. 選抜方法

入学者の選抜は、筆記試験、口述試験及び出身学校の学業成績による。

## 3. 試験科目及び募集人員

専攻名	コース名	筆記試験科目		募集人員
		外国語	専門科目	
公共健康医学専攻	2年コース	英語	次の4題 ① 公共健康医学基礎 ② 統計学一般 ③ 下記の専門分野から4問を選択 ・ 疫学 ・ 医学統計 ・ 予防医学 ・ 健康教育 ・ 精神保健 ・ 医療倫理 ・ 医事法 ・ 公衆衛生調査方法論 ・ 医療情報システム	30名 (2年コース 20名 1年コース 10名)
	1年コース		④ 小論文	

備考

(1) 口述試験は、筆記試験合格者に対して行う。

- (2) 試験の成績によっては、入学許可者数が募集人員に達しない場合がある。
- (3) 1年コース志願者で、判定結果により、1年コースでの受入れができない者については、2年コースの志願者として判定を受けることが可能である。これを希望する者は願書の所定欄にチェックを入れること。
- (4) 専門科目の出題内容の詳細については、公共健康医学専攻入試案内により確認すること。

#### 4. 試験期日及び場所

専攻名	コース名	筆記試験	筆記試験合格者の発表	口述試験
公共健康医学専攻	2年コース	平成30(2018)年 8月20日(月)	平成30(2018)年 8月22日(水)午後7時	平成30(2018)年 8月23日(木)
	1年コース			

備 考

- (1) 試験の時間割及び試験場は、郵送する「受験者心得」による。
- (2) 筆記試験合格者の発表は、医学部本館前の掲示場に行う。

#### 5. 合格者の発表及び入学手続

- (1) 合格者は、平成30(2018)年9月6日(木)正午に、医学部本館前の掲示場に発表する。
- (2) 入学許可書は、平成31(2019)年2月末頃、本人あてに郵送する。
- (3) 入学許可書を受けた者は、その際送付される入学手続要領に従い、平成31(2019)年3月1日(金)、4日(月)及び5日(火)に必要な入学手続(入学料の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。

所定の入学手続を行わない場合は、入学しないものとして取り扱うので注意すること。

- (4) 入学時に必要な経費(平成31(2019)年度予定額)  
(日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。)

- ① 入学料 282,000円(予定額)
- ② 授業料前期分 267,900円(年額 535,800円)(予定額)

上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

#### 6. 出願手続

- (1) 出願は郵送に限る。  
郵送にあたっては、「提出書類等」を一括して本研究科所定の封筒に入れ、書留郵便とすること。
- (2) 受付期間  
平成30(2018)年6月28日(木)から7月6日(金)まで。  
ただし、平成30(2018)年7月6日(金)までの消印があり、かつ7月10日(火)までに到着したものは受け付ける。
- (3) あて先

東京大学大学院医学系研究科事務部  
〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号  
TEL 03-5841-3309(医学系研究科大学院係)

## (4) 提出書類等(※は本研究科指定の書式)

書 類 等	提 出 者	摘 要
ア 入学願書 ※	全員	3か月以内撮影の正面上半身脱帽・無背景の同一写真を、入学願書、写真票及び受験票の所定欄に貼ること。
イ 返信用封筒 ※	全員	3通、出願者本人のあて名を記入し、「受験票在中」の封筒のみ、362円分の切手を貼ること。
ウ 検定料 ※ (30,000円)	全員 [日本政府(文部科学省)奨学金留学生を除く] ※他大学に在学中の者は、奨学金留学生であることの証明書を提出すること。	銀行振込もしくはコンビニエンスストア又はクレジットカードでの払込に限る。いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となります。 <b>【銀行振込の場合】</b> 所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局不可)から振り込むこと(ATM、インターネット等は利用しないこと)。振り込みの際、振込金受取書(B票)及び振込金受付証明書(C票)を受け取り、振込金受付証明書(C票)を入学願書の裏面の所定欄に貼り付けること。 <b>【コンビニ又はクレジットカードでの払込の場合】</b> 別紙「東京大学大学院医学系研究科コンビニエンスストア・クレジットカードでの検定料払込方法」を参照の上、払い込むこと。
エ 成績証明書	全員	学部(教養課程の成績を含む)の成績を証明するもの。コピー不可。 短期大学や専修学校などから編入学した場合、編入時に既修得単位として使用した学校の成績証明書も全て提出すること。
オ 卒業証明書	既卒者(出願時に既に大学を卒業している者)	外国の大学を卒業した場合は、取得学位が記載されているもの。コピー不可。 大学改革支援・学位授与機構により学位を得た者は当該機構が発行した学位授与証明書を提出すること。コピー不可。
カ 在職期間証明書	1年コースのみ	実務経験3年 <sup>注)</sup> 以上有することの所属長による証明(様式随意)
キ 学習計画書	官公庁、学校、病院、民間企業等に在職のまま入学を希望する者のみ	入学後の学習計画について、A4判2枚にまとめ、2枚とも左上に「学習計画書、氏名、ページ数」を記載すること。
ク 日本語能力証明 ※ 書	外国人のみ。 [日本の大学を卒業した者及び卒業見込み者は不要]	日本語の学力について、指導教員又はこれに準ずる者の証明書。 日本語学校等の証明書でもよい。

注) 在職の要件など学歴によって異なるので、詳細については公共健康医学専攻入試案内を参照すること。

## 7. 注意事項

- (1) 受験票及び「受験者心得」は、6. 出願手続(4)イの返信用封筒で郵送する。試験の4日前までに到着しない時は、本研究科事務部(6. 出願手続(3)あて先)に連絡し、指示を受けること。
- (2) 出願手続後は、どのような事情があっても書類の変更は認めず、また、検定料の払いもどしはしない。提出された書類等は一切返却しない。
- (3) 現在まで行った職務内容に関する所属長の証明書類(様式随意)及び本人の論文・報告書等を6. 出願手続(4)提出書類等に添えて提出してもよい。
- (4) 官公庁、学校、病院、民間企業等に在職のまま入学を希望する者は、学業に専念させる旨の職務先の長の承諾書(様式随意)を入学手続時(5. 合格者の発表及び入学手続(3))に提出すること。
- (5) 外国人は、入学手続時までに「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」において、大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (6) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払いもどしはしない。
- (7) 障害のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は、出願時に本研究科事務部(6. 出願手続(3)あて先)に申し出ること。
- (8) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等)、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
- (9) 出願書類における履歴等について虚偽の記載をした者は、入学後においても遡って入学を取り消すことがある。
- (10) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。

平成30(2018)年5月